

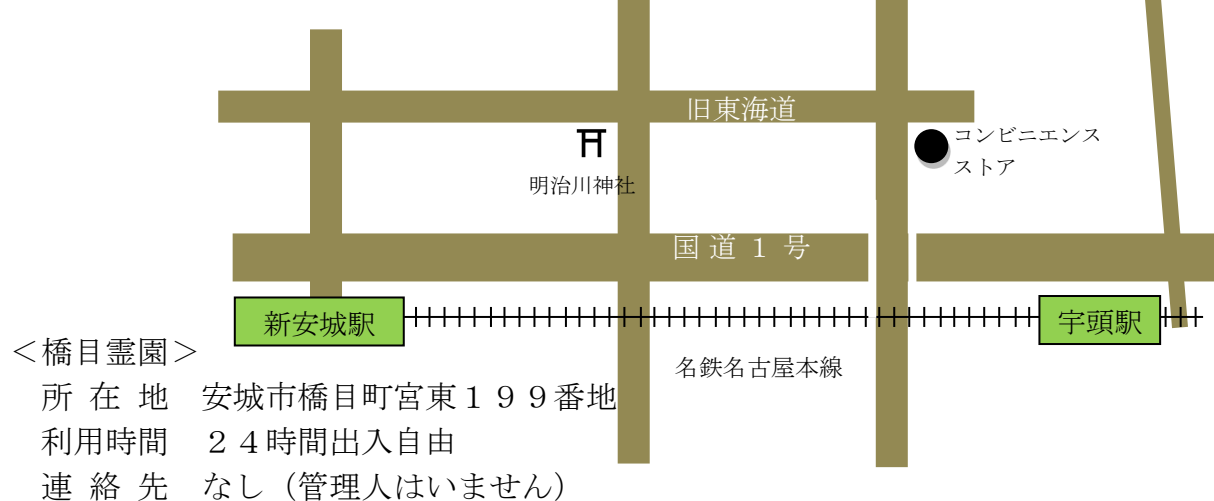
安城市営橋目霊園のご案内



橋目霊園の所在地、交通機関のご案内

交通案内

- 名鉄宇頭駅より徒歩約 25 分
- 名鉄新安城駅より徒歩 45 分



申込期間

随時（平日 午前8時30分～午後5時15分）

問い合わせ／
申し込み先

安城市 環境都市推進課 環境衛生係
 TEL0566-71-2206 FAX0566-76-1112
 〒446-8501 安城市桜町18番23号

1 募集区画

以下のとおりです。空き区画の場所など詳細は、環境都市推進課でご確認ください。

橋目霊園

ア 霊園所在地	安城市橋目町宮東199番地
イ 区画面積	1.44㎡ (1.2m×1.2m)
ウ 永代使用料	1区画 273,600円

(注) 他の安城市営霊園も含めて、原則として1世帯1区画です。複数の区画を申し込むことはできません。

2 申し込み

- ① 窓口 安城市環境都市推進課環境衛生係 ※郵送不可
- ② 募集日時 随時受付

3 申込資格

安城市に住民登録があり、引き続き居住される予定で、次の①または②に該当する世帯のうち、祭祀を主宰する者。(※喪主など、供養や遺骨管理の代表となる方)

- ① 祭祀している遺骨があり、墓所のない世帯。
- ② 市外に祭祀している墓所があり、墓所の移転を必要とする世帯。

※暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は申し込みできません。

4 必要書類

- ① 墓所使用許可申請書
- ② 墓所埋蔵届
- ③ 霊園管理組合加入申込書
- ④ 遺骨を持っている証明 (アまたはイのいずれか)

ア 今回初めてお墓を建てる方

○火葬許可証

死亡届を受けた市町村長が交付し、火葬場で火葬証明が追記され返却されます。

イ 別の場所からお墓を移す方

○改葬許可証

現在の墓所がある市区町村役場で交付を受けます。市営霊園の申込者が申請してください。

- ⑤ 墓所の申し込み者と死亡者の関係を証明する書類 (戸籍謄本等)
(火葬許可証、改葬許可証に関係が記載されている場合は不要)

※申込書類一式は、お返ししません。

5 使用料の納付

申し込み受付後、納付書をお送りしますので金融機関窓口でお支払いください。なお、納付は全額一括納付です。

使用料の納付が確認でき次第、墓所使用許可書を送付します。墓所使用許可書が届いた後に、墓碑の建立をしてください。

安城市営霊園の所在地



- 安城霊園 北山崎町柳原 4 4 番地 1
- 橋目霊園 橋目町宮東 1 9 9 番地
- 多門霊園 安城町多門 5 5 番地 4